

## 湯河原町課等設置条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課等を設ける。</p> <p>秘書広報室 デジタル推進室 地域政策課 財政課 <u>庶務課</u> <u>税務課</u> <u>徴収対策室</u> 介護課 住民課 保健センター こども支援課 社会福祉課 まちづくり課 土木課 観光課 農林水産課 環境課</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する課等の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>秘書広報室 (1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(4) (略)</p> <p>デジタル推進室 (1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(3) (略)</p> <p>地域政策課 (1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(6) (略)</p> <p>財政課 (1) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課等を設ける。</p> <p>秘書広報室 デジタル推進室 地域政策課 財政課 <u>総務課</u> <u>税務収納課</u></p> <p>介護課 住民課 保健センター こども支援課 社会福祉課 まちづくり課 土木課 観光課 農林水産課 環境課</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する課等の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>秘書広報室 (1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(4) (略)</p> <p>デジタル推進室 (1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(3) (略)</p> <p>地域政策課 (1) (略)</p> <p>┆</p> <p>(6) (略)</p> <p>財政課 (1) (略)</p>	



現 行	改 正 後	備 考
<p>観光課     (1) (略)           (3) (略) 農林水産課     (略) 環境課     (1) (略)     (2) (略)</p>	<p>観光課     (1) (略)           (3) (略) 農林水産課     (略) 環境課     (1) (略)     (2) (略)     附 則     (施行期日) 1 この条例は、令和6年4月1日     から施行する。     (湯河原町消防賞じゅつ金及び殉     職者特別賞じゅつ金に関する条     例の一部改正) 2 (略)</p>	

○湯河原町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(審査委員会の組織) 第6条 審査委員会の委員は、副町長、消防長、<u>庶務課長</u>、消防団長及び学識経験者をもって充てる。</p>	<p>(審査委員会の組織) 第6条 審査委員会の委員は、副町長、消防長、<u>総務課長</u>、消防団長及び学識経験者をもって充てる。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	